

第 1 4 回 泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日 時	平成24年12月3日(月) 10時～11時20分
開 催 場 所	泉区役所 4階 4D会議室
出 席 委 員	<p>検討委員：日並会長、佐藤副会長、菊川副会長、新井委員、笠井委員、渡辺委員、本橋委員、坂崎委員、藤井委員、小網委員、山村委員、川島委員、志田委員代理、鎌田委員代理、上原委員代理</p> <p>事務局：緑川窓口サービス課長、中込住居表示係長、野村金子区政推進課長、高向企画調整係長、齋島</p>
欠 席 委 員	望月委員、中村委員、小林委員
開 催 形 態	公開(傍聴人なし)
議 題	<p>1 議題</p> <p>(1) 第一次地区の住居表示実施に関する報告について</p> <p>(2) 第二次地区の地元説明会の報告について</p> <p>(3) 第二次地区の実施までのスケジュールについて</p> <p>(4) 平成24年度横浜市住居表示審議会の臨時委員の選出について</p> <p>(5) 今後の検討地区のエリアについて</p> <p>(6) 今後の検討スケジュールについて</p> <p>(7) 次回検討委員会までの周知内容について</p> <p>(8) 次回検討委員会について</p>
決 定 事 項	平成24年度横浜市住居表示審議会の臨時委員を佐藤副会長とする

議 題
<p>1 議題</p> <p>(1) 第一次地区の住居表示実施に関する報告について</p> <p>資料1「第一次地区の住居表示実施に関する報告について」に沿って説明</p> <p>【事務局】「手続に関する地元説明会」では、住居表示実施に伴う住所変更等手続について、警察や法務局にも御協力いただきながら御説明しました。計5回の開催でしたが、回によっては定員を大幅に超えるほど御参加いただきました。また、会場に入りきらずお帰りいただいた方もいらっしゃり、申し訳ありませんでした。事務局として、今後、対応方法を検討したいと考えています。</p> <p>「不動産登記に関する地元説明会」は、不動産所有者の住所変更手続をしていただくために、お持ちいただいた権利書を拝見し、地目や面積などの情報を確認しながら、不動産登記申請書の記入方法を御説明しました。この説明会は初めての試みでしたが、御好評いただきました。</p> <p>【会長】第一次地区の実施に際して、地区外に住んでいる不動産所有者への連絡等ほどのようになっているのかと地域にお住まいの方から質問がありましたので、事務局に説</p>

明を願います。

【事務局】例えば、アパートやマンションなどの集合住宅をお持ちの方へは、その建物の新住所の通知を行います。土地一筆一筆となりますと、何千筆もの権利関係を確認しなくてはならず、現実的に難しいということをお理解いただきたいと思います。ですので、検討状況のお知らせのチラシを和泉町に全戸配付するなど、今後、より広報に力を入れていきたいと思っております。

【委員】「不動産登記に関する説明会」に参加された方は、手続に関して最終的に御理解いただけたのですか。

【事務局】登記申請書の記入自体はあまり難しいものではありませんが、権利書は見慣れないかと思っておりますので、一緒に不動産情報の確認をして、あとは法務局に提出するだけというところまで御案内しました。

【委員】不動産登記に関して、お住まいの方が法務局に問合せたところ、実施後すぐではなくても、相続などが発生した時に行えばいいと案内されたそうですが、実際はどのようなのですか。市と法務局とで、案内内容にずれがあるように感じました。法務局の窓口には、市が作成した「住居表示のしおり」どおりに案内いただくようにした方がいいと思っております。

【事務局】しおりには、実施後速やかに行うことになるが、売買・贈与・抵当権の設定などが発生した際でも構わないと記載しています。しおりの内容については、今後見直しを行い、お住まいの方が混乱なされることのないようにします。また、関係機関とも案内について調整します。

(2) 第二次地区の地元説明会の報告について

資料2-1「第二次地区の地元説明会の報告について」及び資料2-2「質疑応答の内容」に沿って説明

- ・平成24年11月に下和泉地区センターで計4回開催した。
- ・「住居表示制度について」、「新町界・新町名案について」、「住居表示実施に伴う住所等の変更手続について」説明した。
- ・質疑応答では、「新町界・新町名案に関する事」、「実施に関する事」、「手続に関する事」が寄せられた。

(3) 第二次地区の実施までのスケジュールについて

資料3-1「第二次地区の実施までのスケジュールについて」及び資料3-2「住居表示関係法令（抜粋）」に沿って説明

第二次地区の検討は今回で終了し、今後は実施に向けた手続へ移る。

平成25年1月…平成24年度横浜市住居表示審議会（1月11日（金）開催予定）

検討委員会でまとめた新町界・新町名案を審議する。

泉区和泉町住居表示検討委員会から臨時委員を1人任命し、検討経過等を述べていただく。

基礎調査

新住所設定にあたり、横浜市委託業者が地区内で調査を行う。地域にお住まいの方に事前周知するために、自治会町内会でチラシの回覧をお願いする。

2月…案の公示

新町界・新町名案を横浜市報に登載し、広く事前周知する。公示日翌日から1か月は案に対する「変更の請求」期間が設けられる。「変更の請求」が提出されると、公聴会の開催などで、全体のスケジュールに変更が出る。

4月…居住調査

「通知書」発行の対象となる方や事業所の有無等を横浜市の委託業者が各戸を訪問し調査を行う。3月下旬に調査開始のお知らせのチラシを配付する。

6月…横浜市会議決（予定）

8月…実施の告示

新町界・新町名、実施日を横浜市報に登載する。

9月…新住所通知、地元説明会

「通知書」、「住居表示のしおり」、「地元説明会開催のお知らせ」を配付する。手続に関する地元説明会を開催する。

10月…住居表示実施

（4）平成24年度横浜市住居表示審議会の臨時委員の選出について
資料4「横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿」に沿って説明

【事務局】条例の第5条で「臨時委員若干人を置くことができる。」とありますので、和泉町における住居表示実施の必要性や検討の経過等を審議会の中で述べていただくために、検討委員会の中からお一人選出していただきたいと思えます。

【会長】どなたかいらっしゃいませんか。

【委員】第一次地区の際は、地区内で世帯数の最も多い地区の連合会長としましたが、今回もそうしてはいかがでしょうか。

【会長】そうですね、そうすると第二次地区は下和泉地区が大半を占めますので、佐藤副会長、よろしいでしょうか。

【委員】はい。

【事務局】それでは、審議会の臨時委員は佐藤副会長にお引き受けいただきます。よろしくお願いたします。

(5) 今後の検討地区のエリアについて

資料5「今後の検討地区のエリアについて」に沿って説明

【事務局】前回検討委員会後に、第三次～第六次地区につける新町名のイメージと、それに従って、エリアの分け方について各地域で御検討いただきました。

まず、和泉北部地区は、連合名や駅名などで親しまれている「和泉中央」を用い、方位をつけて、エリアを3つあるいは2つに分けるといった案をいただきました。



事務局から事前に回答例を出した際に、「立場」や「中和田」という名称を挙げていたのですが、「立場」は駅が和泉町内にないこと、「中和田」は昔の中田村・和泉村・飯田村の総称という由来から、新町名に採用するのはふさわしくないという御意見をいただいています。また、町界の整理などで特に長後街道北部の地域は市街化調整区域の取り込みが必要となる場合がありますが、なるべく最小限にとどめた方がよいという御意見もいただきました。

下和泉地区は、長後街道南側の特に東側の地域は、和泉中央地区・下和泉地区・中田地区が関係するため、エリアを2つに分けた方がよいのではないかと御意見をいただいています。

和泉中央地区は、長後街道南部の地域を「和泉中央」として一つのエリアにまとめるという案をいただきました。



富士見が丘地区は、面積や世帯数のバランスから3つのエリアに分け、各エリアの位置のイメージが湧きやすいよう、長後街道南部の東側を「立場」、西側を「和泉中央」、北側を「中和田」とするという案をいただきました。

中田地区については回答保留ということで、後ほど御意見をお伺いしたいと思います。

和泉町の住居表示の検討では、特に新町名に関してはお住まいの方の御意見を大切にしてきました。このため、各地域の案にもありますように、例えば「和泉中央」という名称を用いるとなると、お住まいの方の御意見を伺うためには、場合によっては長後街道北部の地域の実施区域も決定する必要があります。このため、本日は各地域の検討結果をふまえ、今後の検討地区のエリアをどのように分けるか、検討の方向性を確認したいと思います。

【会長】事務局から各地域の検討結果を説明いただきましたが、いかがでしょうか。

【委員】和泉北部地区です。私は元々、第二次地区以降は一つの共通名称に東西南北を用いて4つに分けてはどうかと考えていました。しかし、第二次地区は「和泉が丘」となりましたので、南を抜いた「和泉中央東・西・北」と3つに分けるとというのが案1です。それから、長後街道北部を2つに分けることも考えましたが、長後街道南部も2つに分けた場合、方位で表すことが難しくなりますので、第三次～第六次地区を東西に2つに分けるとというのが案2です。

【会長】和泉中央地区です。この地域では、長後街道はやはりエリアを分ける境界になると思います。その上で、長後街道南部を水路で2つに分けるという案もありましたが、エリア界とするには細くて分かりづらいという意見でした。また、和泉北部地区から挙げた案2のように、縦にエリアを分けられないかという意見もありました。ですが、長後街道北部の新町名とエリアを考え始めるのは、今はまだ早いということでした。というのは、長後街道北部は西側の市街化区域が飛び地状となっていて、実施区域界をどこに設定するか調整が必要です。区役所が実施区域に含まれば、それに従った新町名案が出てくると思います。そこで、和泉中央地区では、長後街道南部を「和泉中央」という新町名で一つのエリアとしてはどうかということでもとまりました。「立場」という新町名はそぐわないということでした。富士見が丘地区はいかがですか。

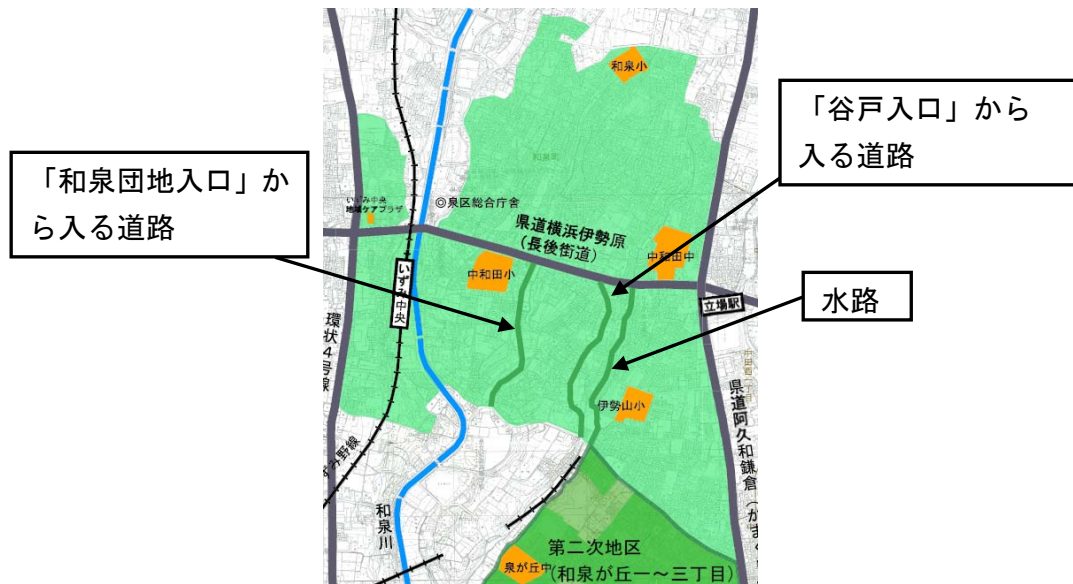
【委員】地域が慣れ親しんだ新町名になった方がいいということでした。

【委員】下和泉地区です。我々としても、長後街道で南北にエリアを分けるということには賛成です。そして、長後街道南部はさらにエリアを2つに分ける案に賛成です。ただ、どこで分けるかというのが問題だと思います。和泉北部地区の案1でエリアを分け

富士見が丘地区の案



ているのは長後街道の信号でいうと「和泉団地入口」から入る道路だと思いますが、例えば「谷戸入口」から入る道路もエリア界の候補となると思います。



【会長】あとは、水路もありますけれどね。

【委員】そうですね、それで分けられればいいですが、あの水路は住宅が密集していて、エリア界とするには難しいのではないのでしょうか。

【事務局】やはりエリア界や町界にするには、皆様も地域でここが境だと説明しやすい方が良くと思います。今、「和泉団地入口」から入る道で御説明していますが、本日エリア界を決定しようということではありません。どのようにエリアを分けるかという大まかな話です。

【会長】今、御議論いただいてもお分かりのように、長後街道南部についてエリアを分けるとなると、エリア界をどうするかが非常に難しいので、和泉中央地区としては、実施は段階的に分けるとしても、「和泉中央」という新町名でエリアは一つとしてはどうかということです。

【事務局】そうすると、長後街道北部の新町名には「和泉中央」は用いられなくなります。

【委員】私はあくまでも新町名は方位で表してエリアを分けるべきだと思っています。長後街道南北でエリアを大きく分けるということであれば、長後街道南部は「和泉中央南」、長後街道北部は「和泉中央北」としてはどうですか。あとは、その中で丁目をどこで分けるかを考えたらいいと思います。そうしなければ、長後街道北部の新町名を新しく考えるのは大変ですよ。区役所が長後街道北部の実施区域に含まれるかどうかではなくて。

【会長】「和泉町」の北部という、いずみ野駅周辺をイメージすると思います。



【委員】「和泉北」ではなく、「和泉中央北」です。「和泉町」の北部という意味ではなく、「和泉中央」の北部という意味です。

【事務局】その点、長後街道南部の東側の第三次地区となる地域には、下和泉地区と中田地区も入りますので、御意見をお伺いしたいと思います。

【委員】中田地区は、和泉北部地区の案1のようにエリアを分けて、長後街道南部の東側は付近に立場駅があるので「立場」はどうかという意見もありました。その他に新町名案はないか検討しましたが、「立場」で良いという意見が大勢でした。

【会長】立場駅そのものは中田にありますし、駅につながる入口が和泉町にあるということでもないですから、新町名にするには難しいと思います。あまり、馴染みもないように思います。

【委員】品川区に品川駅はありませんので、同じようにして「立場」を新町名にするということも考えられなくはないですが、やはり無理があるように思います。

【委員】それであれば、「立場」ではなくても、地域での検討では「和泉」を用いたらどうかという意見もありましたので、「和泉中央」を用いて方位で表すというのも良いと思います。

【委員】エリア界がもう少し東側に寄るのであれば分かりますが、もし、「和泉団地入口」から入る道路でエリアを分けた場合、長後街道南部の東側を「立場」とするのは、難しいですね。新町名とエリア界はもう少し検討の余地がありそうです。

【委員】これまでの地区の新町名は、地域に馴染みのある名称をということで、「和泉」を用いること以外は統一してきませんでした。ですが、いずみ中央駅があって、区役所がある和泉町の中央地区という両方の意味合いが持てる「和泉中央」を用いて、方位で各エリアを表すというのも良いと思いました。また、エリアを大きく分けて、丁目がたくさんできるよりも、ある程度のまとまりでエリアを分けて、西や東で表した方が、イメージがしやすく分かりやすいと思います。また、考えが変わるかもしれませんので、本日の検討内容をもう一度地域に持ち帰ってはいかがでしょうか。

【委員】事務局に質問ですが、提案されている案で、面積や人口などは住居表示の実施基準等で問題はないのでしょうか。

【事務局】長後街道南部は、丁目を分ける道路等がおおよそ決まってくるので、エリアを分けるかどうかはあまり影響しないかと思います。長後街道北部は、実施区域を最大をとるのか最小をとるのかで、面積や人口も変わりますので、それにより丁目の数も変わってきます。いずれにしても、長後街道南北でエリアを分けた場合、各エリアの丁目の数が2桁となることはありませんので、問題はないかと思います。

【委員】なぜ今の質問をしたのかというと、第三次～第六次地区を一つのエリアにすることはできないのかなと思ひまして。

【事務局】それは（丁目の数が多すぎてしまい、住所の特定がしづらくなるため）難しいですね。「住所を分かりやすくする」という住居表示の趣旨に合いません。

【委員】第三次～第六次地区が一つのエリアということは、面積が大きすぎるので、和泉町のままであるのと変わりがないことになります。住居表示をする意味がなくなって

まいります。

【会長】他に御意見はありませんか。それでは、本日の検討内容を地域に持ち帰ってもう一度検討をお願いしたいと思います。

(6) 今後の検討スケジュールについて

資料5「今後の検討地区のエリアについて」の「3 今後の検討スケジュールについて」に沿って説明

- ・平成24年2月上旬…第15回検討委員会
(今後の検討の進め方について確認)
- ・平成24年3月下旬…第16回検討委員会
(エリア界、実施区域、町界の検討)
- ・平成24年5月 …第17回検討委員会
(エリア界、実施区域、町界の決定/町名の決め方について検討)

【事務局】エリアの分け方や検討の方向性について、本日の内容を地域に持ち帰っていただくこととなりましたので、検討資料でお示ししたスケジュールが後ろにずれます。

【会長】今後の地区は広大ですが、本日の検討の流れからしても、場合によっては全地区一度に案を決定する可能性もありますので、少し時間をかけて検討したいと思います。

(8) 次回検討委員会について

【会長】次回は2月上旬に開催予定ですが、いつがよろしいでしょうか。2月4日(月)はいかがですか。よろしいですか。

【事務局】それでは、開催日が近づいてまいりましたら、また改めて御案内いたします。

【会長】これで本日の議事は終了しますが、その他に何か付け加えることはありますか。

【事務局】第二次地区の「字」ことで御案内があります。現在、住所には「字」の表示はありませんが、不動産の表示では残っています。住居表示を実施しますと「字」が廃止され、表示されなくなります。第二次地区の住居表示実施に伴って不動産の表示からなくなる「字」は、「字山崎」、「字大丸」です。また、「字古橋」は第二次地区より北側にまだ区域が広がっているため、第二次地区の実施ではなくなりますが、第三次地区を実施すればなくなります。

【会長】はい、ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。これで、第14回検討委員会を終了します。お疲れ様でした。

資 料	資料1 第一次地区の住居表示実施に関する報告について
	資料2-1 第二次地区の地元説明会の報告について
	資料2-2 質疑応答の内容

	<p>資料 3 - 1 第二次地区の実施までのスケジュールについて</p> <p>資料 3 - 2 住居表示関係法令（抜粋）</p> <p>資料 4 横浜市住居表示審議会条例及び委員名簿</p> <p>資料 5 今後の検討地区のエリアについて</p>
--	---